

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第4条第2項の規定により、東びわこ農業協同組合（代表理事理事長 宮尾 和孝）からの申出（令和4年6月28日付け東び農経発第58号）を承諾したので公告する。

- 東びわこ農業協同組合から公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（滋賀県農地中間管理機構）への農地売買等事業に係る権利及び義務の承継の概要別紙のとおり

令和4年7月11日

公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金
理事長 中田 佳恵

